

## 改正後の浦幌町住宅リフォーム補助金交付要綱（溶け込み版）

（目的）

**第1条** この告示は、町内建設業者により町内の住宅のリフォームを行った者に対し、予算の範囲内において工事に要する費用の一部を補助することにより、町民が安心して暮らすための居住環境の整備を促進し、定住人口の確保並びに地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）住宅 居住の用に供する部分（以下「居住部分」という。）を有する建物（居住部分と非居住部分がつながっている建物の場合は、そのうちの居住部分のみとする。）をいう。
- （2）リフォーム工事 別表1の工事又は別表1の工事と併せて行う別表2に掲げる住環境の維持・向上を図るための工事（以下「別表2の工事」という。）をいう。
- （3）補助対象工事金額 リフォーム工事に要する費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）。ただし、国、北海道又は浦幌町その他団体からの補助金等の対象となった費用があった場合には、当該費用の額を控除した額。
- （4）町内建設業者 町内に事業所又は営業所を持つ法人及び町内で営業する個人事業者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項の建設業者及び同法第3条第1項ただし書の軽微な建設工事のみを請け負う者で、この告示に定める資格登録を行った者をいう。

（補助の対象住宅）

**第3条** 補助の対象となる住宅は、浦幌町内の住宅とし、同一住宅について1回限りとする。ただし、住宅の所有者が変更となった場合は、この限りでない。

2 1棟の建物について、構造上及び利用上の両面において、独立して生活を営むことができる区画された部分について、所有者が異なる場合は、それぞれを補助の対象住宅とする。

（補助の対象工事）

**第4条** 補助の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）補助金交付決定前に着手していないリフォーム工事
- （2）町内建設業者が行うリフォーム工事
- （3）次のいずれかに該当するリフォーム工事
  - ア 別表1の工事の補助対象工事金額が50万円以上のものであること。
  - イ 別表1の工事と別表2の工事を合わせて行う場合の補助対象工事金額が50万円以上のものとし、その補助対象工事金額の内、別表1の工事の補助対象工事金額の割合が70%以上のものであること。
- （4）当該年度の3月末日までに第12条に規定する完了の届出及び請求ができること。

（補助交付対象者）

**第5条** 補助を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 浦幌町の住民基本台帳に記録されている者、又は第12条に規定する完了の届出及び請求までに本町に転入し居住する予定である者（以下「居住予定者」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する者
  - ア リフォーム工事を行う住宅の所有者であり、かつ、当該住宅に現に居住している者又は居住予定者
  - イ リフォーム工事を行う住宅の所有者以外で、当該住宅に現に居住している者又は居住予定者であり、かつ、当該住宅の所有者から住宅の使用及びリフォーム工事実施に係る承諾を受けた者。ただし、当該住宅が賃貸借契約に係る場合は除く。
- (3) リフォーム工事を行う者及び同一世帯に属する者全員が町税、その他町に対する債務の履行を遅滞していないこと。

2 補助金の交付は、同一人について1回限りとする。

（施工業者の資格登録）

**第6条** この告示に基づく住宅リフォーム工事施工業者の資格登録をしようとする者は、浦幌町住宅リフォーム補助金資格登録申請書（様式第1号）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請内容を審査し、適格者と認めたときは、その結果を浦幌町住宅リフォーム補助金資格登録通知書（様式第2号）により当該施工業者に通知するものとする。

（補助金の額）

**第7条** 補助金の額は、補助対象工事金額の20パーセント（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、その限度額を1棟につき50万円とする。

2 補助金の額の20パーセント（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）は、協同組合ハマナス商店会が発行するハマナス商品券（以下「商品券」という。）で交付するものとする。

（補助金の交付申請）

**第8条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浦幌町住宅リフォーム補助金交付申請書・同意書兼誓約書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事を行おうとする住宅の所有者が明らかとなる書類
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) 工事見積書の写し（対象工事と他の工事を分離したもの）
- (4) 付近見取図、工事箇所の図面及び写真（施工前の状況を撮影したもの）
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

**第9条** 町長は、前条の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、浦幌町住宅リフォーム補助金交付決定（却下）通知書（様式第6号）を申請者に通知するものとする。

（着手の届出）

**第10条** 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、工事に着手したときは、浦幌町住宅リフォーム補助金工事着手届（様式第7号）を町長に提出しな

なければならない。

(内容の変更等)

**第11条** 交付決定者が、第9条の交付決定内容の変更等を行う場合は、あらかじめ浦幌町住宅リフォーム補助金変更(廃止)申請書(様式第8号)に変更等の内容が確認できる書類を添えて町長に提出し、浦幌町住宅リフォーム補助金変更(廃止)承認(不承認)通知書(様式第9号)により承認等を受けなければならない。ただし、軽微(補助対象工事金額の10パーセント未満)な変更については、この限りではない。

(完了の届出及び請求)

**第12条** 交付決定者は、リフォーム工事が完了したときは、速やかに浦幌町住宅リフォーム補助金工事完了届兼請求書(様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム工事に係る工事代金の請求明細書及び領収書の写し
- (2) 施工中及び施工後の状況写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び交付)

**第13条** 町長は、前条の規定による書類の提出を受けた場合において、当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査及び実地検査し、適合すると認めたときは、浦幌町住宅リフォーム補助金確定通知書(様式第11号)により通知するとともに、遅滞なく確定した補助金を交付するものとする。

(商品券の受領)

**第14条** 前条の規定による補助金の確定通知を受けた者は、第7条第2項の規定により補助金を商品券により交付を受けたときは、町長に浦幌町住宅リフォーム補助金交付に係る商品券受領書(様式第12号)を提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

**第15条** 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認め、交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、交付決定者へ浦幌町住宅リフォーム補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により通知するものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

**第16条** 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、浦幌町住宅リフォーム補助金返還命令書(様式第14号)により補助金の返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び違約延滞金)

**第17条** 補助事業者が、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を納付しなければならない。

（その他）

**第18条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表1（第2条関係）

|        |  |
|--------|--|
| 1 増築工事 | 既存の住宅部分に加えて、新たに住宅部分を建築し、住宅部分の面積を増やす工事又は住宅部分以外の部分を住宅部分に変更し、住宅部分の面積を増やす工事  |
| 2 改築工事 | 既存の住宅部分の一部を取り壊し、当該住宅部分が存した場所に住宅を改めて建築する工事  |
| 3 修繕工事 | 住宅の安全性、耐久性及び居住性を高める工事で、次に掲げる工事<br>ア 基礎、土台、柱、筋交い等の修繕又は補強工事<br>イ 外壁、屋根、内壁、天井等の修繕工事<br>ウ 塗装工事<br>エ 住宅のかさ上げ工事又は床を高くする工事<br>オ 給排水、衛生、換気、暖房、避難、防火、電気等の設備工事<br>カ 外壁、屋根等の防火性能を高める工事<br>キ 間取りの変更等の模様替えを行う工事<br>ク 開口部等を設ける工事<br>ケ 台所、浴室又は便所を改良する工事<br>コ 建具の取替え等の工事<br>サ 壁紙の貼り替え工事<br>シ 断熱、気密改修又は遮音工事<br>ス その他町長が必要と認める工事 |

別表2（第2条関係）

|        |  |
|--------|--|
| 1 外構工事 | 通路・舗装整備工事、門扉・門柱、塀、車庫・カーポート、物置等の設置工事など住宅と一体となって住環境を向上させるための工事（造園工事及びそれに類する工事は除く。） |
|--------|--|